

物品の公開調達の実施について

能代市で購入しようとする物品の調達に当たって、能代市機会均等型物品調達事務処理要綱（以下「要綱」という。）に基づき、次により行います。

1 公開調達とは

能代市が必要とする物品について、相手方を特定しないで当該物品に係る見積依頼票による仕様書等を一定期間掲示し、定めた日時までに見積書を提出してもらい、提出された見積書のうち、予定価格の範囲内で最低額の見積書提出者と契約するものです。

2 参加資格

市の指名競争入札等参加資格申請書を提出し受理されている業者で、市内に本社又は営業所等（本社から契約締結権が委任されている営業所等に限る）があること。
ただし、市の指名停止及びペナルティ等を受けていないこと。

3 購入予定額の限度

1件当たりの購入予定額が10万円以上80万円以下です。

4 調達対象物品

原則としてすべての物品（単価契約の物品も含まれます。）

5 見積依頼票（仕様書、見本等を含む）の掲示

契約検査課内（二ツ井地域は地域局1階掲示板）に掲示します。

6 見積書の様式

所定の見積書によるものとします。

7 見積書の提出

契約検査課（二ツ井地域は地域局総務企画課）内に設置する所定の見積書投函箱に、封筒に入れて糊付けのうえ投函してください。

封筒には、物品名と業者名を記載してください。

複数の案件に参加する場合は1件ごとに別々に封書してください。

8 同等品の承諾

同等品による案件の場合は、あらかじめ担当者から承諾を得てください。また、当該承諾書を見積書に添付して投函してください。

9 見積書の無効

次の見積書は原則として無効となりますので、見積書提出の際は確認してください。

①見積金額及び記載事項が明らかでないもの

- ②見積金額が訂正してあるもの
- ③品名等の記載に誤りがあるもの
- ④同一案件に2以上の見積書を提出した場合は、当該見積書の全部

10 調達中止

仕様書等に不備が見つかったときは中止にする場合があります。

11 同額処理

提出された見積書の金額が予定価格の範囲内で、同額のものがある時は、くじ引きにより決定します。

12 再度見積書の提出

見積書の金額が予定価格を超過した場合は、次回に再度見積依頼票を掲示することがあります。この場合は、前回の最低価格を掲示しますので、参考にしてください。なお、最低価格を上回った見積書は無効とします。

13 見積結果の発表

決定した場合は、決定者名、決定金額、見積書の提出件数、有効数、無効数を契約検査課内に提示及び能代市ホームページでお知らせします。また、結果発表前の問い合わせはできません。

14 事前照会

見積依頼票等の掲示前の詳細な照会には応じないこととしておりますので、ご了承願います。

15 ペナルティ

次の場合は、ペナルティ（見積提出の制限等）を科すことがありますのでご注意ください。

- ① 見積書提出後の辞退
- ② 納入期限の不履行
- ③ 納品検査において粗雑品とされた場合
- ④ 仕様書による場合の発注で、納品した物品が、当該仕様を満たしていない場合

16 その他

上記に明記されていない事項については、関係法令及び要綱等によります。

《手 順》

月	◎ 見積依頼票の掲示（正午まで）	}	見積期間
火			
水	◎ 同等品承諾願提出期限（正午） ◎ 担当課からの承諾回答期限（午後3時）		
木	◎ 見積書提出締切（午後3時） 見積書投函箱開披（午後3時以降）		
金			
土			
日			
月	◎ 結果発表（正午まで）		

能代市総務部契約検査課

電 話 89-2222

能代市役所ホームページアドレス

F A X 54-6460

<http://www.city.noshiro.lg.jp/>